

令和 6 年

綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1	令和6年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
2	令和6年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
3	令和6年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
4	令和6年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
5	令和6年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	別 冊
6	専決処分承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	5
7	綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例	9
8	綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例	1 1
9	綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1 2
1 0	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1 5
1 1	綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1 7
1 2	綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	2 0
1 3	綾瀬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	2 3
1 4	綾瀬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	2 5
1 5	綾瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例	2 7
1 6	綾瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	2 9
1 7	綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 1
1 8	綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例を廃止する条例	3 2
1 9	綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	3 3
2 0	動産の取得について（小学校教師用指導書）	3 5
2 1	専決処分承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号））	別 冊

2 2	専決処分の承認について（令和5年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））	別 冊
2 3	専決処分の承認について（令和5年度綾瀬市一般会計補正予算（第7号））	別 冊
2 4	令和5年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号）	別 冊
2 5	令和5年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別 冊
2 6	令和5年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
2 7	令和5年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	別 冊

報 告

1	専決処分の報告について（綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	3 6
2	専決処分の報告について（綾瀬市市営住宅条例の一部を改正する条例）	3 8
3	専決処分の報告について（綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	4 0

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産

被保険者につき第6条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第12条の2中「第13条の2」を「第15条」に改める。

第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条の4を第17条とし、第13条の3を第16条とし、第13条の2を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第14条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定めるところにより、出産被保険者の氏名、出産の予定日その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

3 市長は、第1項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

附則第14項中「第13条の3第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第12条第3項の規定による国民健康保険税の減額に係る手続その他の

必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の第12条第3項の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月18日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方税法の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例

綾瀬市手数料条例（昭和29年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。
 別表の6 戸籍法（昭和22年法律第224号。次の表において「法」という。）
 関係手数料の表(1)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」
 を加え、「磁気ディスクをもつて調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表(6)の項中「閲覧」の次に「
 又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」
 を加え、同項を同表(8)の項とし、同表(5)の項中「交付又は」を「交付、」に改
 め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届
 書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表(7)の項とし、同項の前に次の
 ように加える。

<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍 電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技 術を活用した行政の推進等に関する法律第7条 第1項の規定により同法第6条第1項に規定す る電子情報処理組織を使用する方法により除籍 電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（ 当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を 使用する方法により行われた場合に限る。）に おける当該発行及び除籍電子証明書提供用識別 符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う 者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項 と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若 しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。）</p>	<p>1件</p>	<p>700円</p>
--	-----------	-------------

別表の6 戸籍法（昭和22年法律第224号。次の表において「法」という。）

関係手数料の表(4)の項を同表(5)の項とし、同表(3)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表(2)の項の次に次のように加える。

<p>(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件</p>	<p>400円</p>
--	-----------	-------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例

綾瀬市手数料条例（昭和29年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の7 消防法（次の表において「法」という。）関係手数料の表(3)の項のオの(ア)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同項のオの(イ)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同項のオの(ウ)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同項のオの(エ)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同項のオの(オ)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同項のオの(カ)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同項のオの(キ)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項のオの(ク)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う申請に係る手数料について適用し、同日前に行う申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市個人番号の利用に関する条例（平成27年綾瀬市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

6	市長	綾瀬市こども医療費助成条例（平成7年綾瀬市条例第18号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	綾瀬市重度障害者医療費助成条例（昭和49年綾瀬町条例第5号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「支給又は保険料の徴収に関する情報」の次に「（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を加え、同表中

5	市長	綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
---	----	--	---------------------

5	市長	綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 生活困窮外国人の保護関係情報
---	----	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (4) 地方税関係情報 (5) 医療保険給付関係情報であって、国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）
6 市長	綾瀬市子ども医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報 (2) 生活困窮外国人の保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 国民健康保険資格関係情報
7 市長	綾瀬市重度障害者医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報 (2) 生活困窮外国人の保護関係情報 (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (4) 地方税関係情報 (5) 国民健康保険資格関係情報

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

医療保険各法の改正による健康保険証の廃止に伴い、医療費助成事務において健康保険証情報の情報連携を図るほか、規定の整備を行うため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年綾瀬町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条第2項第2号中「額」の次に「(次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条第1項中「及び第17条から前条まで」を「、第17条の2及び前条」に改め、同条第3項中「及び」を「、」に改め、「第16条第1項」の次に「及び第17条第1項」を加える。

第19条の2第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第7項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

別表第2の1級の項中「主事補」を「主事」に改め、同表の2級の項中「主事」を「高度の知識経験を有する主事」に改め、同表の5級の項中「総括副主幹」を「主幹」に改め、同表の6級の項中「主幹」を「総括主幹」に改める。

(綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年綾瀬町

条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法」を加え、「又は」を「若しくは」に、「採用された職員にあつては」を「採用された職員にあつては、」に改め、「、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては扶養手当、住居手当及び勤勉手当を」を削る。

(綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 綾瀬市職員の育児休業等に関する条例(平成4年綾瀬市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第6条中「職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方自治法の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 8 年綾瀬町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 消防特殊業務手当

第 6 条中「消防作業に従事する職員」を「消防職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（消防特殊業務手当）

第 6 条の 2 消防特殊業務手当は、消防職員が次に掲げる業務に従事したときに、別表に定める基準により支給する。

- (1) 救急救命処置（救急救命士法（平成 3 年法律第 3 6 号）第 4 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。以下同じ。）を行う業務
- (2) 地面又は水面からの高さがおおむね 1 0 メートル以上ある足場の不安定な場所、揮発油等が散乱して引火のおそれがある場所その他これらに準ずる場所として規則で定める場所で消防活動を行う業務
- (3) 一酸化炭素、硫化水素その他人体に有害なガスが発生し、若しくは発生するおそれがある場所又は酸素が欠乏している場所において化学防護服又は空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務
- (4) 血液、排せつ物又はおう吐物が付着している傷病者への接触を伴う業務
- (5) 心肺機能停止状態にある傷病者に対する胸骨圧迫心マッサージを行う業務
- (6) 一見して死亡状態と判断できる者又は観察等の結果、死亡状態と判断できる者を観察する業務

別表 4 の項中「職員」を「消防職員」に改め、同表 5 の項を同表 6 の項とし、同表 4 の項の次に次のように加える。

5 消防特殊業務 手当	(1) 救急救命処置を行う業務に従事した消防職員	1 回	5 0 0 円
	(2) 次に掲げる業務に従事した消防		2 0 0 円

	<p>職員</p> <p>ア 地面又は水面からの高さがおおむね10メートル以上ある足場の不安定な場所、揮発油等が散乱して引火のおそれがある場所その他これらに準ずる場所として規則で定める場所で消防活動を行う業務</p> <p>イ 一酸化炭素、硫化水素その他人体に有害なガスが発生し、若しくは発生するおそれがある場所又は酸素が欠乏している場所において化学防護服又は空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務</p> <p>ウ 血液、排せつ物又はおう吐物が付着している傷病者への接触を伴う業務</p> <p>エ 心肺機能停止状態にある傷病者に対する胸骨圧迫心マッサージを行う業務</p> <p>オ 一見して死亡状態と判断できる者又は観察等の結果、死亡状態と判断できる者を観察する業務</p>	
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第6条の2及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の特殊勤務について適用する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務をした消防職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例（平成12年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「28,100円」を「28,600円」に改め、同項第3号中「41,900円」を「42,600円」に改め、同項第4号中「56,300円」を「61,400円」に改め、同項第5号中「62,500円」を「68,300円」に改め、同項第6号中「71,900円」を「78,500円」に改め、同号ア中「附則第7条第1項第2号イを除き、」を削り、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「84,400円」を「92,200円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「96,900円」を「105,800円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「109,500円」を「122,900円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「122,000円」を「136,600円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上5,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「134,500円」を「150,200円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上6,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「147,000円」を「163,900円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上7,000,000円」を「6,200,000円以上7,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「159,500円」を「177,600円」に改め、同号ア中「7,

〇〇〇, 〇〇〇円」を「7, 200, 000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「172, 000円」を「198, 100円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第15号中「184, 500円」を「211, 700円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。」を加え、同項第16号中「197, 000円」を「252, 700円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 225, 400円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 239, 100円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,600円」を「17,000円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,600円」を「17,000円」に、「21,900円」を「23,900円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,600円」を「17,000円」に、「38,800円」を「42,300円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附則第7条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第6号アの改正規定及び附則第7条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古塩政由

(提案理由)

第1号被保険者の保険料率等について、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

綾瀬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年綾瀬市条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の2第1項及び第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第78条の2の2第1項各号の規定に基づく共生型地域密着型サービスに関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員）

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービスの事業の申請者の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の10の2に定める基準に該当する者
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者

（指定地域密着型サービスの事業に関する基準）

第4条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基準の例による。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の設備）

第5条 前条の規定による省令第132条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「2人」とあるのは、「2人、当該居室について入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することができる」と認められる場合は2人以上4人以下」とする。

(記録の整備)

第6条 第4条の規定による省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定の特例)

第7条 この条例の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が綾瀬市の区域外に所在する場合の法第42条の2第1項本文の指定にあつては、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の条例で定める指定に関する規定に基づき、その指定を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

綾瀬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年綾瀬市条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の申請者の資格）

第2条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の27の2に定める基準に該当する者
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者

（指定地域密着型介護予防サービスの事業等に関する基準）

第3条 法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定める基準の例による。

（記録の整備）

第4条 前条の規定による省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項

の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定の特例)

第5条 この条例の規定にかかわらず、法第115条の12第1項の申請に係る事業所が綾瀬市の区域外に所在する場合の法第54条の2第1項本文の指定にあつては、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の条例で定める指定に関する規定に基づき、その指定を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものがあります。

綾瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例

綾瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成26年綾瀬市条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の2第2項第1号の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第59条第1項第1号並びに第115条の2第1項及び第2項の規定に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定めるものとする。

（指定介護予防支援の事業の申請者の資格）

第2条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の34の2に定める基準に該当する者
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者

（指定介護予防支援の事業等に関する基準）

第3条 法第59条第1項第1号並びに第115条の2第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）に定める基準の例による。

（記録の整備）

第4条 前条の規定による省令第28条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

綾瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年綾瀬市条例第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援の事業の申請者の資格）

第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条の3の2に定める基準に該当する者
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者

（指定居宅介護支援の事業等に関する基準）

第3条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定める基準の例による。

（記録の整備）

第4条 前条の規定による省令第29条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和 32 年綾瀬町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免の申請書の提出期限の特例を廃止するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例を廃止する条例

綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例（平成17年綾瀬市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例の規定に基づいて支給した援助金の返還については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

ひとり親家庭等の児童の就学に係る援助制度の見直しに伴い、綾瀬市ひとり親家庭等児童就学援助金条例を廃止いたしたく提案するものであります。

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（暴力団排除）

第2条 法第58条第1項に規定する特定教育・保育施設等は、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であってはならない。

（特定教育・保育施設等の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）に定める基準の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（連携施設に関する経過措置）

2 第3条の規定による府令附則第5条の規定の適用については、同条の規定中「10年」とあるのは、「5年」とする。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 小学校教師用指導書
- 2 契約金額 38,583,490円
- 3 契約の相手方 神奈川県厚木市東町7番2号
有限会社栄光堂
代表取締役 石村 哲也
- 4 契約の方法 随意契約
令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

小学校教師用指導書を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険条例（昭和34年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の3を削る。

第4条第4号中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月9日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

国民健康保険法の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険条例の一部改正について、条文の文言整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市市営住宅条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市市営住宅条例の一部を改正する条例

綾瀬市市営住宅条例（平成9年綾瀬市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月5日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、綾瀬市市営住宅条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月26日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年綾瀬市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月8日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方自治法の改正に伴い、綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。